

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 8 年 度 第 2 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成28年5月13日（金曜日） 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，松本委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導課長，平居道路担当課長，和田建築審査課長，川口建築安全推進課長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，渡邊道路第一係長，小西道路第二係長，水口係員，若松係員

【参考人】

松苗課長補佐（消防局予防部）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

- (1) 建築審査会の今後の日程（平成28年7月～12月）について
- (2) 議事録の承認及び次回会議日程について
 - ア 平成28年度第1回会議の議事録の承認
 - イ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する報告
京都市新庁舎整備事業における道路上空通路に係る道路内建築物許可
- (4) 包括同意案件に関する報告
バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（9件）
- (5) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）
- (6) 同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（農業用倉庫：伏見区1件）
- (7) 同意案件に関する審議
建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）
- (8) 平成27年度第2号審査請求事件に関する審議
- (9) 平成27年度第3号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（5）まで
- ・非公開：上記の議題（6）から（9）まで

6 審議内容

(1) 建築審査会の今後の日程（平成28年7月～12月）について

平成28年7月以降の建築審査会会議を、下記のとおり開催することとした。

第4回会議	7月 8日（金）
第5回会議	9月 9日（金）
第6回会議	10月14日（金）
第7回会議	11月11日（金）
第8回会議	12月 9日（金）

(2) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成28年度第1回会議議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成28年6月30日（金）の午後1時30分からひと・まち交流館京都で開催することとした。

(3) 同意案件に関する報告

[京都市新庁舎整備事業における道路上空通路に係る道路内建築物許可]

ア 報告の概要

前回の建築審査会で同意した建築基準法第44条第1項第4号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
1	中京区寺町通二条下る榎木町450番地の5	京都市長 門川 大作	道路上空通路

イ 報告の結果：了承

(4) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（9件）]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
635	右京区西京極南方町63-3番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
636	右京区西京極橋詰町39番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
637	南区吉祥院落合町15番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
638	南区吉祥院南落合町7番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
639	南区吉祥院落合町31番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
640	南区西九条森本町37番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
641	南区東九条南松田町2-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
642	南区東九条河辺町4番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家
643	南区東九条南石田町38-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤 譲	バス停留所の上家

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

会長：事業としては何パーセントまで進んでいるのですか。

処分庁：200箇所に設置予定のところ、平成27年末時点で、171箇所に設置しています。

会長：広告付きのものが200箇所できるということですか。

処分庁：そうです。平成28年度に29箇所を設置し、200箇所を達成する予定であると聞いております。

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1044	左京区吉田下阿達町10番39の一部及び10番43	株式会社 エイトハウジング 代表取締役 八原 準司	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(6) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（農業用倉庫：伏見区1件）]

ア 報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9001	伏見区	(個人)	農業用倉庫

イ 報告の結果：了承

(7) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9002	伏見区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：この通路は、永遠に4mになることはないけれども、2軒しか立ち並びがないので、安全上、交通上、防災上問題はないということで、個別許可ということですか。

処分庁：立ち並びは2軒になりまして、6ページの周辺状況図を御覧いただきますと今回の通路の西側の南部分につきましては、畑になっており、ここの敷地では元々建物がなく、これからも43条の許可が出ることはないと思われまして、立ち並びは増えないということで、準ずるものと考えております。

委員：西側には今後、建たないということですか。

処分庁：2項道路に面する部分につきましては、宅地になった場合に建つことはあると思われまして。

委員：状況からすると、結果として居住判断で仕方がないと思うのですが、10ページの公図の合成図ですよね。通路の左側と右側は恐らく元々の字図が分かっているのだと思いますが、現況道路のところは赤道になっているということで、92番地の右側くらいに南北に国有道路敷があり、右側は赤線を入れてもらっているところは地番があるのですか。

処分庁：右下に記載のとおり、65-1が地番になります。

委員：この辺りは元々青線が多いと思うのですが、地番が振ってあるということは底地はどこが持っているのですか。京都市が底地を持っていて京都市が管理している水路ということですか。

処分庁：京都市が底地を持っている水路になります。

委員：京都市が底地を持っている水路でありながら、この16番の土地からも水路敷の持出しがあるのですよね。

処分庁：水路上に官民境界が設置されている状態です。

委員：私の知る限り珍しいパターンかと思いますが、通常、この辺りの状況からするといわゆる、赤道、青線、場合によっては反対側に赤道があって水路の泥上げ敷のようなものがあり、道路の造成状況によっては色々な形態のものがある、たまたま造成された結果、道路部分は4m未満で水路の幅の方が広く取られていることから、結果的に官有地の幅としては4m以上が確保されているという例は多いので、そうすると道路、水路合わせると幅として4m以上の空地が継続的に確保されるので、正規の手続により道路の占有許可が取られており、通路橋が開設されていて、それが2m以上であれば問題ないということだと思っておりますが、このケースでは若干、底地の状況と現況がこの辺りにしては珍しいかなと思っておりますが、その辺の経緯とか道路明示の時の断面図などはなかったのですか。明示を受けられているので、道路明示図の写しが本当はあるのですよね。

処分庁：道路明示図の写しはございます。

委員：それは完成されたところだけが道路明示されていますか。

処分庁：水路の途中に官民の境界があります。明示図では、文言の表現の仕方に多少差異はありますが、7ページの図面でお示ししている状態と同じ状態で明示されています。

委員：その道路明示図を見られても今私が考えていたような形で問題がないということで、水路敷になってしまっている民地部分については当然面積の建築基準法上の取扱が除かれてということになっているということですね。

処分庁：はい。そうです。

(8) 平成27年度第2号審査請求事件に関する審議

平成27年度第2号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

(9) 平成27年度第3号審査請求事件に関する審議

平成27年度第3号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄